

各種事務事業の取扱い(教育管理関係)

各種事務事業の取扱い(教育管理関係)について提案する。

平成16年3月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-6-1 各種事務事業の取扱い(教育管理関係)
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 補助金等については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。ただし、石狩市中学校体育連盟補助金については、現行のとおりとする。・ スクールバスの運行及び通学区域については、現行のとおりとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-6-1	各種事務事業の取扱い(教育管理関係)	所 管	教育文化専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・補助金等については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。ただし、石狩市中学校体育連盟補助金については、現行のとおりとする。 ・スクールバスの運行及び通学区域については、現行のとおりとする。 			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 一部事務組合等	3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。			
2. 関係団体(公共的団体等)	新市の一体性を確保するため、類似する団体については、合併時に統合を働きかけるものとする。			
3. 補助金等	新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。ただし、石狩市中学校体育連盟補助金については、現行のとおりとする。			
4. 教職員住宅の管理	新市において、統一した管理を行うことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
5. カルチャーセンターの管理	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
6. スクールバスの運行	学校統合等の経緯など、地域の実情に応じ実施していることから、現行のとおりとする。			
7. 通学区域の設定・変更	新市において、統一した事務事業を実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。なお、通学区域については、現行のとおりとする。			
8. その他教育管理関係事務事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

(個 表)

1. 一部事務組合等 (第10回現況調書86ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
一部事務組合	石狩教育研修センター組合 構成：札幌市を除く管内9市町村	石狩教育研修センター組合 構成：札幌市を除く管内9市町村	石狩教育研修センター組合 構成：札幌市を除く管内9市町村	3市村とも同一組織に加入しており、新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

2. 関係団体(公共的団体等) (第10回現況調書86ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩市校長会 石狩市教頭会	厚田村校長会 厚田村教頭会	浜益村校長会 浜益村教頭会	新市の一体性を確保するため、類似する団体については、合併時に統合を働きかけるものとする。
	石狩市教育振興会	厚田村教育振興推進協議会 厚田村教育研究会 厚田村集合教育推進協議会 厚田村教育機器活用研究連盟 厚田村生徒指導連絡協議会 厚田村進路指導連絡協議会 厚田村学校教育連絡協議会 厚田村複式教育連盟	浜益村学校教育研究協議会	
	石狩市中学校体育連盟	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

3. 補助金等 (第10回現況調書86ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
補助金等	石狩市校長会補助金 石狩市教頭会補助金	厚田村校長会補助金 厚田村教頭会補助金	浜益村校長会補助金 浜益村教頭会補助金	新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。
	石狩市教育振興会補助金	厚田村教育振興推進協議会補助金 厚田村教育研究会補助金 厚田村集合教育推進協議会補助金 厚田村教育機器活用研究連盟補助金 厚田村生徒指導連絡協議会補助金 厚田村進路指導連絡協議会補助金 厚田村学校教育連絡協議会補助金 厚田村複式教育連盟補助金	浜益村学校教育研究協議会補助金	
	石狩市中学校体育連盟補助金	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

4. 教職員住宅の管理 (第10回現況調書87ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い				
施設	教職員住宅 70戸	教職員住宅 45戸	教職員住宅 21戸	新市において、統一した管理を行うことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。				
使用料	教職員住宅							
	経過年数		経過年数		経過年数			
	月額(m ²)		月額(m ²)		月額(m ²)			
	木造	非木造	水洗	非水洗	5年未満	208円	5年未満	205円
	5年	8年	171円	164円	5年以上	166円	5年以上	174円
	10年	16年	150円	143円	10年以上	137円	10年以上	142円
	15年	24年	129円	122円	15年以上	109円	15年以上	111円
	20年	32年	108円	101円	20年以上	85円	20年以上	79円
25年	40年	87円	80円	25年以上	63円			

5.カルチャーセンターの管理(第回現況調書88ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
施設	若葉カルチャーセンター 紅葉山カルチャーセンター 紅南カルチャーセンター	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
使用料	若葉カルチャーセンター(若葉小学校内) 施設			
		使用料		
		1時間につき	全日	
	会議室、陶芸室	300円	2,800円	
	洋室、和室	100円	900円	
		附属設備		
		使用料		
		単位	全日	
	陶芸窯	素焼き1回につき	700円	
		本焼き1回につき	1,300円	
	紅葉山カルチャーセンター(紅葉山小学校内)			
	使用料			
	1時間につき	全日		
会議室	300円	2,800円		
洋室、和室	100円	900円		
	紅南カルチャーセンター(紅南小学校内)			
	使用料			
	1時間につき	全日		
会議室、音楽室	300円	2,800円		
和室	100円	900円		
多目的室	200円	1,800円		
	(備考)・全日とは、午前9時30分から午後9時まで ・学校授業日は、音楽室、多目的室の使用は放課後であり、午後4時から午後9時まで			

6. スクールバスの運行 (第10回現況調書89ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
スクールバス の運行	(使用車両) 公有バス3台で実施 (事業内容) ・石狩中学校へ 右岸、中生振地区の生徒 ・八幡小学校へ 高岡、五の沢、北生振、美登位地区の生徒 ・生振小学校(特認指定校)へ 市内全域の生徒	(使用車両) 公有バス 3台 公有ワゴン車 1台で実施 (事業内容) ・厚田小学校へ 濃昼、発足地区の生徒 ・望来小学校へ 古潭、嶺泊、桂沢、正利冠地区の生徒 ・望来中学校へ 古潭、嶺泊、桂沢、正利冠地区の生徒 ・聚富小中学校 聚富地区の生徒 中学校は、冬期間のみ	該当なし	学校統合等の経緯など、 地域の実情に応じ実施し ていることから、現行の とおりとする。

7. 通学区域の設定・変更 (第10回現況調書90ページ参照)

新市において、統一した事務事業を実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。なお、通学区域については、現行のとおりとする。

8. その他教育管理関係事務事業 (第10回現況調書91～93ページ参照)

新市において、統一した事務事業を実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。